

入札公告

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年8月17日

越前市長 平林 透

1. 入札に付する業務

- (1) 案件名 越前市避難行動要支援者情報管理システム構築業務
越前市避難行動要支援者情報管理システム保守料(長期継続契約) 合併入札
- (2) 履行場所 越前市役所
- (3) 案件概要 避難行動要支援者の心身状態や支援者などの情報を管理し、個別避難計画として出力するためのシステムを構築するとともに、当該システムの保守を行うもの。
- (4) 設計額 総額 5,346,000 円(税抜き) ※構築及び 60 カ月保守料総額
内訳 越前市避難行動要支援者情報管理システム構築業務: 3,936,000 円(税抜き)
越前市避難行動要支援者情報管理システム保守料(長期継続契約): 1,410,000 円(税抜き)
- (5) 越前市避難行動要支援者情報管理システム構築期限: 令和 9 年 2 月 28 日
- (6) 越前市避難行動要支援者情報管理システム保守期間: 令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日まで(60カ月)

2. 入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 令和8年度越前市物品購入等指名競争入札参加資格を有する者又は参加資格登録を希望する者(「参加資格登録を希望する者」とは、入札参加申請時に越前市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請書等の必要書類を提出し、参加資格の取得が可能である者をいう。)であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公告日から契約締結日までの間において福井県及び越前市において指名停止等を受けている期間中でない者。
- (5) 令和3年度以降、地方公共団体と本業務と「同種」及び「同等以上の規模」の業務(避難行動要支援者情報管理システム構築業務または避難行動要支援者情報管理システム保守料)を1件以上元請けとして契約を締結した実績のある者。契約実績について、避難行動要支援者情報管理システム構築業務については、履行を完了していることとする。避難行動要支援者情報管理システム保守料については、契約期間が満了していないものでもよいこととする。

3. 入札参加資格の確認申請

(1) 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書(様式第 2 号)

イ 2(4)の契約履行実績調書(様式第 3 号)

※契約の内容を的確に判断できる資料(契約書及び仕様書の写し等)を添付すること。

ウ 越前市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請書等 1式

※令和8年度越前市物品購入等指名競争入札参加資格者登録がされていない者のみ提出が必要であり、提出書類等に不明な点がある場合は契約担当課(防災危機管理課)まで連絡すること。

(参考) 令和8年度指名競争入札等参加資格審査申請について

https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/080/keiyakukennsa/kensetsu_koji/nyuusatujoyouhou/r8shimeinegaishinai-shinai.html

(2)申請書等の配布方法

越前市ホームページ「入札情報」にてデータ配布。

(3)申請書等の受付

申請書等は持参又は郵送により提出するものとする。

ア 受付期間 令和8年8月17日(月)から令和8年8月31日(月)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の8時30分から17時まで 必着

イ 受付場所

越前市 総務部 防災危機管理課

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7 越前市役所 3階

電話 0778-22-3081

ウ 提出部数

2部

4. 入札参加資格の確認

(1)入札参加資格確認通知書

令和8年9月7日(月)付けで通知するものとする。

(2)入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、市に対してその理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、令和8年9月14日(月)17時までに書面を持参又は郵送により提出するものとする。

ウ イの書面の提出があった場合は、市は令和8年9月24日(木)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5. 設計図書等の閲覧

設計書、仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、次のとおり閲覧に供するものとする。

(1)閲覧期間

令和8年8月17日(月)から令和8年9月28日(月)10時まで

(2)閲覧場所

越前市ホームページ「入札情報」に掲載

6. 質問書の受付

入札参加資格及び設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。なお、書面は持参又は郵送により提出するものとし、電話、ファックス、電信メール等によるものは受け付けない。

(1)受付期間

令和8年8月17日(月)から令和8年8月26日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の8時30分から17時まで 必着

(2)受付場所

3.(3)イと同じ

(3)回答方法

質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧期間

令和8年8月17日(月)から令和8年9月28日(月)10時まで

イ 閲覧場所

越前市ホームページ「入札情報」に掲載

7. 入札書の提出及び開札

(1) 入札書提出日時

令和8年9月28日(月) 午前10時10分

(2) 提出場所

越前市役所 5階 教育委員会室

(3) 開札日時

入札書受付後、直ちに行う。

(4) その他

入札書の提出にあたっては、入札参加資格確認通知書を持参すること。

8. 入札の方法及び落札者の決定等

(1) 入札回数は2回を限度とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された「①越前市避難行動要支援者情報管理システム構築業務金額」及び「②越前市避難行動要支援者情報管理システム保守料の月額単価に60か月を乗じて得られる金額」を合計した総額(①+②)の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)が予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。(消費税を含めないこと。)

(3) 契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額とする。

9. 入札保証金

入札保証金(入札者が見積もった契約金額の100分の5以上の金額)は、越前市契約規則(平成17年越前市規則第54号)第6条から第7条の3までの規定に基づき、入札書提出までに納付又は担保を提供するものとする。ただし、同規則第8条に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

10. 契約保証金

契約保証金(契約金額の100分の10以上の金額)は、越前市契約規則第25条及び第25条の2の規定に基づき、契約締結までに納付又は担保等を提供するものとする。ただし、同規則第26条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

11. 参加資格の取消

4(1)の確認通知の後において、入札参加資格があると認められた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。

(2) 3(1)に掲げる書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(3) 越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領(平成17年10月1日施行)の規定による指名停止又は指名除外措置を受けたとき。

12. 業務内訳書の提出

落札者は、落札後速やかに業務に係る費用の内訳書を契約締結時までに提出すること。

13. 契約書作成の要否

必要

14. 支払条件

(1) 支払方法

越前市避難行動要支援者情報管理システム構築業務に係る費用は、納入検査において合格と認

められたときは、受注者から適法な請求書が提出された後、委託料として30日以内に一括して支払うこととする。越前市避難行動要支援者情報管理システム保守料は、令和9年3月から令和14年2月末までの契約により、保守料として月毎の分割払い(60回払い)とし、適切な履行が認められたときは、受注者の請求後30日以内に支払うものとする。

- (2)前払金
なし

15. 入札の無効

越前市契約規則第15条に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする

- (1)入札参加資格の確認を受けていない者
- (2)入札参加資格の有無に係る確認の申請において虚偽の申請を行った者
- (3)開札時点で入札参加資格を欠くに至った者
- (4)入札公告、現場説明書及び入札心得において示した条件に違反した者
- (5)公表された設計額を超える価格で入札をした者

16.入札の延期等

下記のいずれかに該当するときは、当該入札を延期、中止又は内容を変更するものとする。

- (1)入札参加資格があると認められるものがいなかったとき。
- (2)入札参加資格があると認められた者全員が辞退したとき。
- (3)事故が発生したとき。
- (4)不正な行為等の疑いにより公正な入札の執行を阻害されるおそれのあるとき又は阻害されたと認めるとき。

17. その他

- (1)手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)この契約は地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する翌年度以降において、当該契約に係る予算が当該年度に係る契約代金に満たない額で計上された場合又は計上されなかった場合、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (3)不明な点については、下記まで問い合わせること。

入札担当課	総務部 財産管理課	電話 0778-22-3062
契約担当課	総務部 防災危機管理課	電話 0778-22-3081